

子どもの権利条約



〔目次〕

- 国内の動き 2～3
- *「激論！子どもの権利条約」
- *文献紹介
- 海外の動き 4～7
- *子どもの権利委員会
- 第2会期報告（平野裕二）
- *紹介／OAU「子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章」（荒牧重人）
- 事務局だより 8
- *山梨県取材報告

題字イラスト／土田義晴

子どもの権利条約ネットワーク 第2回総会（11月8日）報告

11月8日、立正大学で子どもの権利条約ネットワーク第2回総会が開かれました。そこでの審議の様様を簡単に報告します。

*

*

当日は、ユニセフ本部が製作して日本ユニセフ協会と国連広報センターが日本語版を作った「子どもの権利」というビデオを上映し、子どもの権利委員会について平野が簡単な報告を行ったあと、パネル・ディスカッション「激論！子どもの権利条約——子どもとおとなは真のパートナーとなるか」（次頁参照）を経て第2回総会へと移った。

当日の議事進行は以下の通り。

◆活動報告および決算・監査報告

ネットワークの1年の活動を簡単に。おさらい。決算報告にあたっては、個人からの大口カンパがあったため帳簿上は黒字にすることができたものの、実際には赤字運営に等しい状況であって、いっそうの財政努力が必要であることが強調された。

◆活動方針案の提案・承認

広報活動については基本的にこの1年間の活動をさらに充実させていくという方針。情報活動については、この1年間は組織固めに追われて本来の目的である情報の積極的収集・整理・提

供がおざなりになっていったという反省に基づき、情報部会の態勢を固めつつ本格的な活動に力を注いでいこうという点で一致をみた。

また、企画活動については、従来どおり5月5日（こどもの日）と11月20日（条約採択日）前後にイベントを行なうことのほか、子どもの権利委員会の傍聴と国際NGOとの交流、「子どもの権利条約 学習と実践の手引」（エイデル研究所）や「谷川俊太郎版・子どもの権利条約」（仮称）という書房より刊行予定）などの出版活動の推進、他団体・個人との連携による「子どもの権利条約白書」（仮称）の発行を検討することなどが方針として打ち出された。

また、「呼びかけ」に「子どもとおとながこの社会をともに担っていくパートナー」として言葉をかわし、理解を深めていく」とあるにもかかわらず、この1年をふりかえると実際の運営にその趣旨が生かされていなかったという反省のうえに立ち、活動方針の冒頭にこの一文を掲げて「子どもとおとなが共同で活動できるよう努力」していくことを確認した。「激論！」でもさまざまな議論が交わされたように、この点についてはネットワークの若手メンバーから強い批判や不満が出されており、子どもとおとなのパートナー

シップはどうあるべきかを模索していくことは今後のネットワークの重要なテーマになるだろう。

◆予算案の提案・承認

会計年度を4月～翌年3月へと移行させることになり（これまでは11月～翌年10月という変則的な形をとっていた）、それにとまって今回の予算案は93年3月までのものという前提で提案され、承認された。92年11月から93年3月までの会費は1500円（18歳未満500円）である。会員拡大については、94年3月までに現在の300人を600人（うち18歳未満30人以上）に倍増させようという大胆な方針が打ち出された。

新たに設定された会計項目としては、▽会員にはなりたくないけれどもニュースレターは読みたいという層のために設けた定期購読料（年間3600円）、▽国際活動に力を入れていくために新設した子どもの権利委員会関係費（1回の派遣につき10万円）などがある。

◆役員案の提案

代表は従来どおり喜多明人さんが、また事務局長には荒牧重人さんが就任することになった。さらに、子どもとおとなのパートナーシップの模索を行なっていくという観点から、事務局運営委員に若手メンバーの増員が行なわれた（20代が2人、10代が1人）。11月8日現在、運営委員の総数は25名。

（構成／平野裕二）

■激論！ 子どもの権利条約 ■ 子どもとおとなは 真のパートナーとなりうるか

11月8日、ネットワーク設立1周年

記念イベント「激論！子どもの権利条約」子どもとおとなは真のパートナーとなりうるか」が、第2回総会の前に行なわれた。「子どもの権利条約」の批准を前に、権利主体である子ども・生徒、条約で第1次的養育責任がある

とされている親、そして子どもの生活に大きなウェイトを占める学校から教師が、それぞれの立場から子どもと大人の関係性について発言したものである。以下、当日の議論を簡単に報告する。

学校での生徒・教師の関係について
まずはじめに学校での生徒と教師の関係について、東山「三代さん（高校教諭）が、「授業が成立しないなど子どもが義務を果たさない中で、権利だけを認めることには無理がある」と述べた。そして、「服装検査の目的は正しい服装をしてもらうことだ」と述べた。

それに対して杉本啓子さん（大学生）が、正しい服装とは何かを尋ねたうえで、自分の中学校時代をふりかえりながら「掃除などさまざまな活動にまじめに取り組むと、周囲から浮きあがってしまうことが多いのではないか」と

発言した。
山田宗枝さん（高校生）は、「生徒が学校で受け身になっているところを変えるために、生徒が教師を選択できるようにすべきだ」と述べた。

親子関係について
続いて親子関係について、杉本さんが「受験戦争によって、親は子どもが失敗しないようにつぎつぎとレールを敷いてしまう。ハードルを自分で設定することができない」と述べた。

山田さんは、「親にまかされてしまいうのも、自分で責任を負わなくてはならないのでつらいこともある」と発言。
東山さんは、「教師にとって困るのは、学校に接触してこようとこない親。できるだけコンタクトをとるよう努力している」「学校以外に自分の場がない子どもにとって、学校は必要」と発言。

戸田真理子さん（親）は、「親も人として完全でないところを見せていくべきだ」と述べた。
子どもとおとなのパートナーシップ
そして、今回の中心テーマである「子どもとおとなは真のパートナーとなりうるか」という点については、山田さんは「なりたいたし、なれると思う」、杉本さんは「おたがいが真剣勝負でなくてはならない。おとなのもっているジレンマを示してほしいし、そうすればなれる」と述べた。東山さん・戸田さんも「なれると思う」と述べた。

会場の教師から
続いて会場発言に移り、そして権利条約が浸透していないといわれる学校について、神奈川県の高校教諭から次のような発言があった。
「子どもの権利条約の実現をむずかしくしているのは、生徒・親・教師が秩序にもたれてるところ。もうひとつは子ども自身の責任。高校生は意見表明ができるはずだが、実際にはできてい

ない。たとえば掃除についても、自分たちでするのがか、どこかに頼むのか、生徒が決めればいいはずだ。
権利条約でイメージする学校はドレイになると思う。服装も、授業中にアメを食べることも、漫画を持ってくることも同じ。注意を求められれば、教師は仕事としてやる。教師の選択をやってみればよい。

問題は、自覚と権利主張ができるかどうか。受けるべき権利までなくずしになってしまふところを、どうやって守れるか。カギは子どもの自覚にある。集団のきちんとした権利主張であれば、あんがい教員は動きやすい」
また神奈川県の高校校長経験者は、「学校で子どもの権利条約をやるうといったら、生徒も親も動いたのに教師が動かなかった。教師は総論賛成、各論反対。そこを改めていく必要がある」と述べた。

文献紹介

1992年下半期／雑誌特集から

- ①「子どもの権利条約」を知らない大人なんて『月刊子ども』92年7月号
- ②子どもの権利条約・学校にどういふか『教育評論』92年7月号
- ③『生徒の権利』を育てる『高校生活指導』92年夏季号117月号
- ④私たちがつくる子どもの権利条約『自治労の保育運動』92年夏季号118月号
- ⑤「子ども観」を考える国際シンポジウム・ダイジェスト（資生堂社会福祉事業財団刊『世界の児童と母性』92年10月号）
- ⑥今こそヒューマンに性をはぐむとき——子どもの権利条約と新指導要領と『月刊生徒指導』92年11月増刊号
- ⑦日本にいる外国の子ども——外国籍の子どもの権利を考える『子どものしあわせ』92年11月増号
- ⑧研修読本・子どもの権利と責任（児童心理）92年12月号増号

*

*

など、日教組が3月24～25日に開催した「子どもの権利条約の完全批准をめざす全国交流集会」の記録が収められている。③では、堀尾輝久と竹内常一による対談「子どもの権利条約と教育自治」がおもしろい。とくに「子どもの精神的自由権を認めない日本の教育的風土」（授業形態を含め）の問題は考えさせられる。⑥では、「子どもの権利条約と性教育の課題」をめぐってパネルディスカッションが行なわれている。⑧は、子どもと権利とともに「責任」の心理的・法的実践的な分析が試みられているところに特色がある。

④・⑤は福祉関係の雑誌特集。④には子どもの人権連主催「今日から子どもの権利条約」（6月4日）の講演記録が含まれている。⑤には、6月4～5日伊豆で開催されたシンポジウムの記録が収められている。シンポの中でも、アルフレッド・W・ウッド（セーブ・ザ・チルドレン教育部長）ほかの講演が有意義である。

⑦は、外国籍の子どもの問題にメスを入れた画期的な仕事といえる。無署名（おそらく児童相談所などで把握されたケースとみられる）の論稿が多いが、日本にいる外国籍の子どもの実情、その親がかかえている問題点などケース・スタディが多く含まれている。なお、「問題解決を目指す団体・活動・実践」の中に当ネットワークが含まれていることにビックリ。統計資料も参考になる。

（喜多明人）

資料紹介

『カナダからのインフォメーション／レジデンシャル・ケアの児童とティーンエージャーのための手引き』（発行 財団法人社会福祉事業団／訳 高橋重宏・駒沢大学教授）

*

*

カナダのオンタリオ州では、1986年以来、里親やグループ・ホームで養育されている子どもたち全員にこの「子どもの権利ハンドブック」が配布されている（カナダには「養護施設」はない）。

目次は次のとおり――。

「1 はじめに／2 私には権利があるの？／3 私にはどんな権利があるの？／4 誰がきいてくれるの？／5 どのように訴えるの？／6 ティーンエージャーのための特記事項」

3番目の「私にはどんな権利があるの？」の中には、以下のような権利が紹介されている。

*

*

- ・きみには、きみのさまざまな権利と義務を知る権利があります。
- ・きみのケア計画が策定されることは、きみの権利です。きみには、ケア計画の作成に参加し、それを変更する権利があります。
- ・きみには、プライバシーときみ自身の占有物を持つ権利があります。
- ・きみには、健康的でバランスの取れた食事をする権利があります。
- ・きみには、きみの年齢といろいろな

活動に適した服を着る権利があります。

- ・きみには、適切なしつけを受ける権利があります。これは、平手打ちや顔をたたかれることがない、ということです。
- ・きみには、きみに関しての重要な決定が下される場合、意見を述べる権利があります。

*

*

高橋重宏氏は、1992年6月4～5日に開催された「子ども観」を考える国際シンポジウム（雑誌特集の項を参照）においてこのハンドブックを紹介し、次のように述べている。

「カナダでは、暴力は夫婦であろうと、親子であろうと刑法犯となります。親が子どもに暴力を振るった場合、刑事事件として裁判が開始されます。さらには、通報義務は児童福祉の専門家や学校の先生に「疑いのある」レベルで義務づけられています。通報はChild Welfare Society (CAS) に行き、調査が開始されます。もし暴力が認められれば、その状況によってCASが児童家族福祉裁判所に送り、虐待を解明していくシステムがあります。薬物、アルコール依存症などの深刻な問題があればCASが子どもを預かり、裁判所の許可を得て6カ月の間、里親あるいはグループホームで養育をしていくこととなります。その際、子どもに必ず見せて説明しなければならぬのがこの手引きです」

（喜多明人）

特集 子どもの権利委員会第2会期報告

子どもの権利委員会が見せた熱意と積極性

1992年9月28日から10月9日にかけてジュネーブの国連欧州本部で開かれた子どもの権利委員会第2会期を、他の4氏(荒牧重人・今井直・田中尚代・世取山洋介)とともに傍聴してきた。ここに、そこでの議論の模様を報告する。

★柱となる報告制度

本誌でも何度か説明してきたように、「子どもの権利委員会」とは子どもの権利条約の締約国が条約に基づく義務をちゃんと実施しているかどうかを監視するために設置された機関である。

その活動の最大の柱は、締約国が提出する報告を審査すること。委員会は、締約国が定期的に提出する報告書を、ユニセフなどの国際機関や関係NGO(非政府組織)の専門的助言・援助を受けながら審査し、締約国や国連総会に対して提案と一般的勧告を行なう(残念ながら、準備が間に合わないなどの理由で今会期では報告の審査は行なわれなかった。報告審査は次の第3会期から開始される予定である)。

ただし、報告の審査はぶっつけ本番では行なわれない。締約国の代表を招

いて公開の場で審査が行なわれる前に、pre-sessional working group(会期前作業部会)という非公開の事前検討会が開かれる。たとえば、93年1月11日から始まる第3会期で審査される報告書については、92年12月14・18日にかけて開かれる作業部会で検討され、実際の審査の場でのような質問をするかといった方針があらかじめ決まってしまうというわけだ。この会議には、委員会からの要請に応じて、国連機関・専門機関・NGOなども参加して専門的助言グループ(specialist advice group)を構成し、情報提供や技術的支援を行なう。

★アジェンダ・アクション(agenda action procedure)

このように、委員会の活動の最大の柱は報告制度にあるのだが、委員会は単なる報告の審査にとどまらずに、国際的な子どもの権利をみずからのインシアチブで積極的に保障していくこととする姿勢を打ち出している。その姿勢を象徴するのが、今会期でスウェーデン選出のハマーバーク委員によって提案された「緊急行動手続」(urgent

action procedure)である。

国連機関やNGO(非政府組織)などから、ある締約国で子どもの人権が深刻に侵害されているという情報が委員会にもたらされるとする。その情報が正確で信頼できるものであり、かつ状況が深刻で迅速な対応が不可欠だと判断された場合には、その国に「追加的な情報」(条約44条4項)を求めて対話を行ない、場合によっては委員会による現地訪問も考慮しつつ状況の改善を働きかけるという手続だ。対話の経緯や状況改善のためにとられた措置については、委員会が国連総会に提出する報告の中に記載する、あるいはその締約国がその後提出する報告に記すなどの方法で公開されることになる。

もとより、条約はこのような手続を発動する権限を直接には委員会に与えていない。しかし、「追加的な情報」を求める権限に基づいて報告制度の枠内で試みるのが可能ではないかという意見が委員会では大勢を占めた。報告制度の枠内とはいえ、明らかに単なる報告の審査からは一歩踏み出した手続である。

この手続の議論は次期会期に持ち越しということになり、具体的にどのよ

うな形で動き出すかはまだ未知数の部分があるが、子どもの権利委員会がこのような活動に正式に乗り出すということになれば、報告制度しか持たない他の委員会にも大きな影響を与えるだろう。広く国際人権法の分野でもきわめて重要な提案であり、今後議論の推移を注視していく必要がある。

★一般的討議

緊急行動手続と並ぶ今会期のハイライトは、10月5日に丸1日を費やして行なわれた一般的討議(General discussion)である。第1会期で採択された暫定手続規則によって、委員会は「条約の内容および趣旨に関するより深い理解を促進するため……定期会期における1回以上の会合を、条約のひとつの特定の条文または関連する主題に関する一般的討議にあてることができる」ことになっている。今回選ばれたテーマは、主として38条と39条に関わる「武力紛争下における子ども」である。

このデイスカッションにはユニセフ(国連児童基金)、UNCHCR(国連難民高等弁務官事務所)、FAO(国連食糧農業機関)、WHO(世界保健機関)、ICRC(国際赤十字委員会)、クエーカー教徒の団体、アンリ・デュナン研究所、イギリスやスウェーデンのセーブ・ザ・チルドレン、国際カトリック・チャイルド・ビュロー、国

際ポーランドリー機関協議会など多数の国際機関やNGOが参加し、それぞれの立場から活発な発言を繰り広げた。内戦等において子どもが兵士として徴用されているという現状にかんがみ、児童売買・児童買春・児童ポルノの問題について調査を行なっている国連人権委員会・差別防止小委員会の特別報告官ヒティット・ムンタボーン氏の報告も興味深いものだった。

委員会はここでの討論を受けて、38条と39条の実施に関する具体的ガイドラインの作成を含むいくつかの方針を決定している。なかでも注目されるのは、18歳未満の子どもを軍隊に徴募することはできないという選択議定書を作成してはどうかという提案である。条約では、審議過程での激論の結果、関連するジュネーブ条約の水準と同じく、15歳以上の子どもはいちおう軍隊に入れることができるようになった(第38条3項)。しかし、たとえばコンゴビアのように「18歳未満の子どもは軍隊に徴募することができない」と解釈する「旨の解釈宣言」をしている国もある。子どもの権利条約とは別の選択議定書でそのように規定することによって、18歳未満の子どもは軍隊に入ることができないという国際慣習を確立していこうとの狙いなのだろう。

なお、今回の一般的討議は第4会期で行なわれることになり、テーマは「子どもの経済的搾取」ということに決定した。

★感想 / "child-oriented diplomacy" の確立を

まだまだ報告すべきことはたくさんあるのだが、まとまった報告はまた別の機会に譲るとして、ここでは若干の感想を述べることにしたい。

まず感じたことは、子どもの権利委員会だけを独立して見るのではなく、世界的な人権保障の動向の中に位置づけることの重要性だ。

とくに、国連の他の人権条約に基づき委員会とのつながりを考えなければならぬ。子どもの権利委員会も他の委員会の動向を参考にしながら自分たちの動きを考えており、今回も報告官を務めるパイス委員(ポルトガル出身)から国連関係の委員会の動向に関する包括的な報告があったほか、女性差別撤廃委員会・拷問禁止委員会など子どもの権利委員会の関係についての報告が各委員から行なわれた。

考えてみれば、子どもの人権というのは他のあらゆる人権条約とも関わってくる問題だから、子どもの権利条約ばかり見ていてもしかたがないとも言える。「武力紛争下における子ども」についての一般的討議の場でも、ジュネーブ条約やハーグ条約を中心とする国際人道法の問題がさかんに取り上げられていた。

ユニセフやILO・WHOを中心とする国連専門機関の役割も大切である。今回おもしろかったのは、これは国連

機関ではないのだが、インターポール(国際刑事警察機構)が会議に参加していたことだ。インターポールといえば国際犯罪の捜査・予防に関して各国警察の国際協力を促進することが中心の機構であり、それが子どもの権利委員会の場に出てくるとは私は予想していなかった。同機構はこのところ子ども・青少年に対する犯罪の調査などに取り組んでおり、今後委員会との協力関係も深めていきたいということ、で、委員会のほうでも前向きに対応していく姿勢を見せている。これからもさらに意外な国際機関が参加してくることになるかもしれない。

人権保障のための世界的動向ということで見のがせないのが、CE(欧州評議会, Council of Europe)やOAU(アフリカ統一機構)などの地域的政府間機構の動きである。たとえばOAUは1990年7月に「子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章」を採択しているし(7ページ参照)、CEでも子どもの権利行使をどのような形で保障していくかについての条約案(欧州人権条約の追加議定書)作りが進んでいるらしい。さらに、子どもの権利に関する会議やセミナーも各地域でしばしば行なわれてきている。こうした他の地域での動きをつかみ、アジアにおける同様の流れをどのように構想していくかが今後の課題になっていくのではない。

最後に、とくに「武力紛争下における子ども」についての一般的討議を聴きながら思ったのは「child-oriented diplomacy」(子ども中心外交)とでもいふべきものを確立することの必要性である。「子どものための世界サミット」の開催によって「子ども最優先の原則」が国際的に確認されたにもかかわらず、実際の外交の場ではまだまだその原則が生かされていない。もっとも弱い位置に置かれている子どもを視点の中心に据えた外交とはどのようなものか、それを具体的な形で提案していくことができれば世界は大きく変わるのではないかと思う。(平野裕二)

◆報告の提出がすでに確認されている国(10月16日現在)
スウェーデン 9月7日、ボリビア 9月14日、スーダン 9月29日、ベトナム 9月30日、ルワンダ 9月30日、ロシア連邦 10月16日。

◆子どもの権利委員会関係の今後の日程(予定)
・92年12月14日〜18日——第3会期のための会期前作業部会(非公開)
・93年1月11日〜29日——第3会期
・6月14日〜25日——世界人権会議(ウィーン)
・6月28日〜7月2日——第4会期のための会期前作業部会(非公開)
・9月20日〜10月8日——第4会期
・11月15日〜19日——第5会期のための会期前作業部会(非公開)

「子どもの権利と福祉に関する アフリカ憲章」(OAU)

1990年7月、子どもの権利条約の制定を受けた最初の地域条約がアフリカ統一機構(OAU)元首長会議第25会期で採択された。正式名称は「子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章」である。

OAUは、国際子ども年の1979年に「子どもの権利および福祉に関するアフリカ宣言」を採択し、アフリカという地域の現実に対応した、子どもの権利と福祉を促進するための措置をとることを確認していた。しかしアフリカの子どもたちの危機的現状は改善されず、早急に対策をとる必要があることなどから、本憲章の作成がすめられ

ていた。憲章はまだ未発効ということもあり、ここでは、憲章の内容や特徴を理念的アプローチにより指摘しておきたい。

憲章の内容

憲章は、前文(8項)、第1部(権利および義務、1条から31条)、第2部(子どもの権利および福祉に関する委員会、32条から36条)で構成される。最初に第1部の条文見出しを掲げて(条約文どおり)、どのような権利が規定されているのかなどを見ておこう。

§1 締約国の義務 / §2 子ども

もの定義 / §3 差別の禁止 / §4

子どもの最善の利益 / §5 生存および発達 / §6

名前および国籍 / §7 表現の自由 / §8

結社の自由 / §9 思想、良心および宗教の自由 / §10

教育 / §11 プライバシーの保護 / §12

余暇、レクリエーションおよび文化的活動 / §13

障害児 / §14 健康および保健サービス / §15

子どもの労働 / §16

子どもの虐待および拷問からの保護 / §17

少年司法 / §18 家族の保護 / §19

親によるケアおよび保護 / §20

親の責任 / §21 有害な社会的および文化的慣行からの保護 / §22

武力抗争 / §23 難民の子どもの保護 / §24

養子縁組 / §25 親からの分離 / §26

アパルトヘイトおよび差別からの保護 / §27

性的搾取 / §28 薬物の濫用 / §29

売買、取引および誘拐 / §30

拘禁された親をもつ子どもたち / §31

子どもの責任。

憲章の特徴

憲章の特徴の第一は、当然のことながら、子どもの権利条約には明文規定のない、アフリカの子どもたちの現実に対応した規定がみられることである。たとえば、アパルトヘイト下で生活している子どもたちの特別なニーズに高い優先

権を与える規定(§26)や、最低婚姻年齢を18歳として、子どもの婚姻や年少少女の婚約を禁止する規定(§21-2)などがある。

第二に、条約にも規定はあるが、よりアフリカに即した規定やアフリカの価値などを強調した規定がみられる。

たとえば、教育目的に、アフリカの道徳・伝統的価値および文化の保持、国家の独立と領土の保全の保持、アフリカの統一と連帯の促進などが含まれている(§11-12)。

また、教育終了前に妊娠した子どもが学習を継続することができる措置をとること(§11-6)、

天災や内戦その他によって国内的に流民となった子どもにも難民の子どもと同様の保護を与えること(§22-4)、

子どもを物乞いに使用することの禁止(§29)なども規定されている。

第三に、子どもの権利条約よりも子どもにとって有利な規定がある。たとえば、条約では軍隊徴募や敵対行為への直接参加を禁止する年齢が例外的に15歳未満となっているが、憲章では18歳未満に引き上げられ、武力抗争から

の子どもの保護が手厚い(§22)。また、親や家族による子どもの懲戒についても、人道的にかつ国固有の尊厳を尊重して行なわれなければならない(§11-5、§20-1)。

これらの規定もアフリカの現実の反映である。

他方、第四に、条約に規定されているが、憲章には明文規定のないものがある。例えば、適切な情報へのアクセス保障の規定、社会保障や生活基準への権利の明文規定、医療施設等に措置された子どもの定期的審査の規定や犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰の規定などである。

また、第五に、子どもの権利条約にくらべて市民の権利にかかわる規定が不十分である。例えば、憲章は条約12条1項の意見表明権と13条の表現の自由を一つにまとめて、自分の意見を自由に表明し、法律の範囲内で意見を広める権利をもつと規定するにすぎない(§7)。

なお条約12条2項の手続規定は憲章では子どもの最善の利益規定に含まれている。また、結社の自由も「法律に違反しないかぎり」保障されることになっており、自由の制限がより広範である。

第六に、子どもの責任(義務)にかかわる規定がみられる。子どもは、家族の統合に務め親や年長者などを尊重し、援助すること、国家社会に奉仕すること、アフリカの文化的価値を保持・強化することなどの義務を負う(§31)。

第七に、実施措置上の特徴として、子どもの権利および福祉に関する委員会を設置し、個人や団体から委員会へ通報制度を設けたり(§44)、政府報告を三年ごとにしたりして(§43)、

憲章実施にかかわる監視システムを強化していることがあげられる。

この憲章の発効が待たれる今日である。

(荒牧重人)

〈事務局だより〉

10月21日、山梨県敷島南小学校児童の「金丸作文お蔵入り」の記事と「天声人語」を読んで、記事以外のことをもっと知りたいと思い、同小学校まで取材に行った。

校長は意外にも快く取材に応じてくれた。作文は「物事の良い点・悪い点を見つけて全体を理解しよう」という国語の一單元の中で、子どもたちから「佐川急便」「金丸さんの問題」という声があがり「金丸と5億円」という題になったという。「金丸さんが誘致してくれたリニアモーターカーに乗って東京ドームに行きたい」「金丸さんのような堂々と物が言える政治家になりたい」。だけど僕は5億円はもらわない」「金丸さんは3才の高齢だし、奥さんが最近亡くなったばかりだ。普通のおじいさんとして余生を送ってほしい」など、一週間後の提出日にはユニークな作文が担任の手に集まった。

編集後記

◆先日行ってきたばかりのジュネーブに、ふたたび1週間ばかり行ってくるようになりました。今度は、12月10日から11日にかけて開かれるNGO会議への出席が目的です。1月からは子どもの権利委員会の第3会期にも行かなければならず、ひじょうにあわただしい毎日ですが、みなさんのご支援があってこそうやって何度も海外に行って国際交流に精を出そうとすることができ、カンパをしてくださったみなさんに、こゝであらためてお礼を申し上げます。

◆ところで、ネットワークの運営委員である和田洋子さんが中米のホンジュラスに留学することになりました。今後中米のほうの情報も随時伝えてもらえるでしょうし、帰ってきたころにはスペイン語がばっちり上達していることも期待できるというわけで、がんばってほしいものです。

◆このように、海外ネットワークは着々と構築中。今後ともその成果をお楽しみに。

(平野裕二/12月8日記)

「子どもの権利条約」№6

1992年11月15日発行

★発行 (隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention

on the Rights of the Child

Minato-ku Kaigan 1-6-1-831

TOKYO 105, JAPAN

Tel. 03-3433-7990

Fax 03-3433-7369

(月曜日/午前10時~午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満2,400円

★郵便振替 東京8-750150

★印刷 南M企画

ところが「4年生の作文の題として不適当、あんな校長やめさせろ」という内容の匿名の電話がPTA役員と教育委員会にかかり、校長に告げられる。校長は担任と相談し、政治的中立性に反するとは思わなかったが、作文をしかるべき時期まで保管することにし、親にはおわび文を出して子どもに説明をする。おわび文を受けとった親が新聞社に匿名で伝える。そして、記者が校長・担任を取材し記事を書いたのである。さらに、報道で事件を知った人たちが校長に非難や励ましの電話をした。

校長は「読ませるわけにはいかないが」と言いながら、教育委員会に出す一連の報告書を目の前に置いて「議長に議会で説明しろ」といわれたらするつもりだ」とも言った。「今度のことでナースになってる担任を守り、子どもたちのためにも定年までのあと半年間がんばるつもりだ」といい、日常のできごとを事件として報道した記

者に怒っていた。

その後、当の記事を書いた新聞記者から電話をもらった。「親たちの間では、子どもの作文がボツになってどうこうという話にはならず、誰がこのことを新聞社に電話したんだという噂になってるんですよ」「この土地の人たちの考える材料になってくれればという思いで書いたのに、残念です」という話であった。

今回の事件を通じて「匿名」「意見表明権」「教師の教育権」「政治的中立性」などさまざまな問題を考えさせられたが、とにかく実名で現場まで出かけていくことでいろいろな発見があることを体験として知った。自分で考え、発言し、行動に責任をもつということを大切にしたいと思う。

——以上、今回は取材報告です。ご意見・ご感想をいただければ幸いです。

(田中尚代)

↓朝日新聞1992年10月20日付朝刊

「金丸作文」書いたけど...

不適切とお蔵入り

「金丸さん」は、山梨県敷島南小学校の4年生。10月21日、山梨県敷島南小学校の児童が「金丸さん」の作文を「不適切」と判断し、お蔵入りした。この作文は、金丸さんが誘致してくれたリニアモーターカーに乗って東京ドームに行きたいという内容で、校長や教員から「不適切」と指摘された。校長は「政治的中立性に反する」と判断し、作文を保管し、親に説明した。この事件は、教育界で大きな反響を巻き起こし、校長の責任や教育委員会の対応が問われることになった。

山梨の小学校

「金丸さん」の作文は、山梨県敷島南小学校の4年生が書いた。作文の内容は、金丸さんが誘致してくれたリニアモーターカーに乗って東京ドームに行きたいというもので、校長や教員から「不適切」と指摘された。校長は「政治的中立性に反する」と判断し、作文を保管し、親に説明した。この事件は、教育界で大きな反響を巻き起こし、校長の責任や教育委員会の対応が問われることになった。

この時期、自然なテーマで